

議案第13号関連資料

明石市こども医療費の助成に関する条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、兵庫県の補助事業として実施しているこども医療費の助成制度を市独自に拡充し、現在中学3年生までの医療費無償化により子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていますが、中学校卒業後は公的支援が少なく、高校生がいる家庭にとっては、子育てに係る経済的負担は大きく、さらにコロナ禍にあって生活は一層厳しくなっています。

そこで高校生世代のこどもが経済的な理由で病院に行くことをためらうことのないよう、こども医療費助成制度による医療費の無償化の対象者を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものです。

またあわせて、訪問看護に要する費用をこども医療費助成制度の対象に追加するよう条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) こども医療費助成制度の対象者の拡大

①医療費助成の対象となるこどもの年齢上限の引上げ

【現行】出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

【改正後】出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

②対象者の追加

現在、医療費助成を受けられる者は、こどもを監護する保護者のみであるところ、中学校卒業後のこどもで、自身で生計を維持している者については、こども本人が医療費の助成を受けられるようにするもの

(2) 訪問看護に要する費用の助成対象への追加

在宅医療の進展に伴うニーズの高まりを受け、県事業において訪問看護ステーションによる訪問看護に要する費用が助成対象となることから、助成対象に追加するもの

3 改正による所要額

こども医療費助成の対象者拡大による市の負担額として、212,000千円（年間）の増加を見込み、令和3年度当初予算案に、令和3年7月から令和4年3月までにかかる経費約156,000千円を計上しています。

4 施行期日

令和3年7月1日施行